

大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備計画協議書(全体計画分)

都道府県(市)名 (選 択)		優 先 順 位		位	施 設 建 設 地			
事業計画		単年度		整備方針				
事業(施設)種別					整備区分			
施設名				設置主体				
現在定員	通所定員	人(現在員)	人	日中活動部門		人	着工 年 月	
	入所定員	人(現在員)	人	施設入所・宿泊型部門		人		
	共同生活援助	人(現在員)	人	共同生活援助(身体・知的・精神)		人		
	障害児施設 ()	入所定員	人	障害児施設 ()	入所定員	人	竣工 年 月	
		通所定員	人		通所定員	人		
	短期入所(加算も記載)		人	短期入所(加算も記載)		人	その他 (選択) 発達障害者支援センター エレベーター等設置整備	
	その他()		人	その他()		人		
	1対象経費 の実支出 予定額	区 分			計			
工 事 費			円					
工 事 事 務 費(大規模修繕の場合に限る)			円					
合 計			円					
2 国庫補助基準額と対象経費の実支出額の少ない方の額 × 県補助率 円								
3 国庫補助 所要額	都道府県(市)補助(予定)額			円				
	国庫補助基本額			円				
	国庫補助所要額			円				
4 財 源	国庫補助金	県(市)補助金	設 置 者 負 担 金					
			機構借入	寄付金	県(市)単独補助	地元市町村単独補助	その他()	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	機構の償還者 1 理事長 2 理事等役員 3 県(市) 4 地元市町村 5 他()							
	寄付者	理事長	理事等役員			計	予算 措置 状況 (都道府 県市)	当初 予算 ・ 補正予算 (月)
		千円	千円	千円	千円	千円		
	5 協議全体 に関する 都道府県 (市)の意見等 ※必ず記入すること。	法人審査会の状況		1 既設法人[認可 年 月 日]				
		施設選定会議の状況		施設選定会議での審査終了年月日 年 月 日				
		県(市) 担当者	課名		係名			
		氏名		電話	(内)			

(別紙-大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備)

都道府県(市)名		法人名		事業(施設)種別		施設名						
事業区分 (整備後のサービスと その定員を記入)		具体的事業内容										
	人											
	人											
	人											
	人											
	人											
	人											
	人											
大規模修繕通知 該当箇所(選択)												
事業区分		整備内容の内訳		見積額	合見積額①	合見積額②	具体的な工事内容及び それを必要とする理由					
大規模修繕	修繕等	整備内容		千円	千円	千円						
				千円	千円	千円						
				千円	千円	千円						
			合 計									
	整備内容	整備内容の内訳		千円	千円	具体的な工事内容及び それを必要とする理由						
				千円	千円							
				千円	千円							
			合 計									
	生産設備近代化整備	生産事業等の内容	生産科目	開始年月日	作業従事者数	作業従事職員数	受注先(名称)	年間受注額				
			現在 行っている 事業			人	人		円			
			新規に 行う 事業			人	人		円			
		経営状況		令和	年度	令和	年度	令和	年度	積立金の状況		
			事業収入		円		円		円	減価償却費積立金		
			1人当たり平均工賃月額		円		円		円	算出内訳		
施 設 建 設 年 度	年度	経過年数	年	修繕金	千円	修繕引当金	千円					
国庫・民間補助金により過去に行った修繕の状況(過去10年)	年度	工事内容				修繕費総事業費	千円	国庫・民間補助				
						千円						
スプリンクラー設備等整備	スプリンクラー	スプリンクラーの設置が必要となる建物全体の床面積		基準額(年度基準単価 円)		整備の必要性(消防法令上の義務の有無等)						
		内スプリンクラー設置面積										
		m ²	m ²	m ² ×	円 =	円						
	屋内消火栓設備	基準額及び算定式					整備の必要性(消防法令上の義務の有無等)					

様式第7号(大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備)の記載留意事項

- 1 本様式は、障害者施設整備(障害福祉課所管施設)について記載するものであること。
- 2 優先順位は、当年度施設整備事業全体を通じた順位とすること。
- 3 整備方針欄について
 - ・ 協議通知(事務連絡)の「優先順位を付す際の指標」のうちの該当するもの(ア、イ等)を記載すること。
 - ・ イ・ウの整備を行うもののうち福祉避難所の指定を受けている、または事業完了の日までに指定を受ける見込みのものは「福祉避難所」と括弧書きの記入を加えるとともに、指定を受けていることがわかる根拠資料等を添付すること。
 - ・ なお、優先順位を付す際の指標「サ」に記載されている「過疎・山村・離島」とは、「離島振興法」に規定する離島振興計画に基づく事業、「過疎地域自立促進特別措置法」に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業及び「山村振興法」に規定する山村振興計画に基づく事業等をいう。
- 4 設置主体名については、法人種別を選択の上、法人名を記載すること。
- 5 定員欄について、共同生活援助の定員については、入居者の障害種別について、該当するものに○印をつけること。
- 6 対象経費の実支出予定額欄の工事事務費(大規模修繕に限る)については、本体工事の工事費の2.6%が上限であることに留意すること。
- 7 「国庫補助基準額と対象経費の実支出額の少ない方の額×県補助率」欄の県補助率は、交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率により計算すること。
- 8 財源欄の機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の()内に記入すること。また、寄付者欄についても、例示以外の寄付者がいる場合は空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 9 都道府県(市)の意見等欄には、下記事項等について、簡潔に記入すること。
 - (1) 優先順位の考え方
 - (2) 整備の緊急性
 - (3) その他特殊事情
- 10 添付資料について
 - (1) 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。(共通別紙1、図面等)
 - (2) 法人審査結果報告書(共通別紙4)及び参考となる資料を添付すること。
 - (3) 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書(共通別紙3)を添付すること。
 - (4) 水害対策のための大規模修繕等や移転改築等の整備を行う場合は、協議事務連絡(別紙A)に定める対象区域に所在することが確認できる資料を添付すること。
 - (5) その他参考となる資料等を添付すること。
- 11 10の添付資料については、本協議の審査に差し支えない範囲で省略することができる。

別紙一大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備 の記載留意事項

○大規模修繕等

- (1) 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」の「1 対象事業」の該当番号を選択すること。
複数に該当する整備である場合は、行ごとコピーし、11行目以降に挿入の上、該当番号を選択すること。
- (2) (3)以外の大規模修繕を行う場合には「修繕等」欄に具体的整備内容、見積額(合見積額)、具体的な工事内容及びそれを必要とする理由を記載すること。
- (3) 生産設備近代化整備を行う場合には「生産事業設備近代化整備」欄に具体的整備内容、具体的な工事内容及びそれを必要とする理由、生産事業等の内容及び生産事業の経営状況(過去3カ年)を記載すること。
- (4) 上記いずれの場合にも「国庫・民間補助金により過去に行った修繕の状況」欄について、選択すること(該当が無ければ「該当無し」を選択すること)
- (5) 見積書について、(3)以外の大規模修繕を行う場合には、公的機関の見積書と受注業者2社の見積書(公的機関で見積ができない場合は3社以上)を、生産設備近代化整備を行う場合には、公的機関の見積書と受注業者の見積書(公的機関で見積が
- (6) 協議対象設備のパンフレット等(コピー可)を添付すること。

(参考)生産設備近代化整備の対象事業について

趣旨

日中活動事業を行う既設の事業所(生活介護及び就労支援を行う事業所に限る)において、社会経済情勢の変動や利用者の障害の重度化等の要因により生産事業の継続に支障を来し、事業収益や支払工賃の減少を余儀なくされている事業所の事業種目の転換等に必要な機械設備の整備に要する費用を補助することにより、施設経営及び工賃の安定を確保し、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ① 経済情勢の変動等による受注量の減少等に対応し、事業種目の転換を図るために必要な機械設備の整備
- ② 技術革新等に伴い陳腐化した既存設備の更新
- ③ 利用者の障害の重度化等に対応した事業種目の転換又は、機械設備の整備

○スプリンクラー設備等関係

- (1) 基準額欄については、「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」(平成17年10月5日付け社援発第1005007号)に基づき、算定すること。
- (2) 整備の必要性欄については、消防法令上の義務の有無について、建物の床面積や入所者の障害支援区分の状況等を踏まえ記載すること。